

平成13年第3回定例会
斑鳩町議会会議録

平成13年6月22日
午前9時40分 開議
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (16名)

1番	森河昌之	2番	小野隆雄
3番	村中政昭	4番	山本直子
5番	松田正	6番	中西和夫
7番	野呂民平	8番	里川宜志子
9番	松村健一	10番	西谷剛周
11番	萬里川美代子	12番	中川靖広
13番	喜多郁子	14番	浅井正八
15番	木田守彦	16番	吉川勝義

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 小野美枝子 係長 上埜幸弘

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	助役	芳村是
収入役	中野秀樹	教育長	栗本裕美
総務部長	植村哲男	総務課長	西本喜一
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	池田善紀
企画財政課参事	野口英治	税務課長	植嶋滋継
監査書記	藤原伸宏	住民生活部長	中井克巳
福祉課長	浦口隆	健康推進課長	西田哲也

環境対策課長	清水孝悦	住民課長	阪野輝男
都市建設部長	鍵田徳光	建設課長	堤和雄
観光産業課長	杉本正二	都市整備課長	藤本宗司
教委総務課長	清水建也	生涯学習課長	水田美文
上下水道部長	辻善次	上水道課長	御宮知恒夫
下水道課長	田口好夫		

1, 議事日程

日程 1. 建設水道常任委員長報告について

日程 2. 厚生常任委員長報告について

日程 3. 総務常任委員長報告について

日程 4. 都市基盤整備特別委員長報告について

日程 5. 水道決算審査特別委員長報告について

日程 6. 各常任委員会の閉会中の継続審査について

日程 7. 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

追加日程 1. 平成12年度斑鳩町水道事業会計決算審査意見書の訂正申出について

追加日程 2. 議案第23号 斑鳩町消防コミュニティセンター建設工事請負契約の締結について

追加日程 3. 発議第2号 道路特定財源制度の堅持を求める意見書について

追加日程 4. 発議第3号 地球温暖化防止のために、温室効果ガスに関する京都議定書の早期発効を求める意見書について

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時40分 開議)

○議長(小野隆雄君) おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、全員出席であります。よってこれより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、開会初日に決定したとおりであります。ここでお諮りいたします。お手元に配付いたしております6月11日付をもって町長から提出された平成12年度斑鳩町水道事業会計決算審査意見書について訂正したいとの申し出があります。平成12年度斑鳩町水道事業会計決算審査意見書の訂正申出についてを日程に追加し、追加日程1として、日程の順序を変更し直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって、追加日程1、平成12年度斑鳩町水道事業会計決算審査意見書の訂正申出についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

追加日程1、平成12年度斑鳩町水道事業会計決算審査意見書の訂正申出についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしております本意見書の訂正申出を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって、平成12年度斑鳩町水道事業会計決算審査意見書の訂正申出についてを許可することに決しました。

それでは、続いて順序に従い議事を進めてまいります。

日程1、建設水道常任委員長報告について、建設水道常任委員長の審査結果報告を求めます。6番、中西委員長。

○建設水道常任委員長(中西和夫君) それでは、建設水道常任委員会の審査結果についての報告をいたします。

本定例会初日に本会議から付託を受けました議案等の審査を行うため、3月14日、全委員出席のもと委員会を開催いたしました。その審査の概要と結果について報告いたします。

初めに、付託議案であります認定第2号 町道の認定及び路線変更についてを議題とし、理事者側より、開発行為等により寄附を受けた興留1丁目、龍田南6丁目地内の2

路線の認定及び平成10年3月27日付で町道認定されている町道4014号線、都市計画道路法隆寺線について、国道25号龍田南2丁目250番5先から小吉田2丁目131番先の間についての起終点の変更による町道の路線変更を行うものであるとの説明を受け、委員より、整理番号3の中で、小吉田団地のほうへ延長となっているが、これについては立ち退きの問題があり、認定する時点で道路がないが、それでも認定をすることができるのかとの質問があり、理事者側より、この延長する路線については、家屋があるという形のものであるが、状況により必要なものについては町道認定する場合があります、法隆寺線の計画、またその延長する路線の区域については、区画整備事業の形があり、担当課と協議をされているという中で一定の理解をいただいているということで認定するものであると答弁がありました。

また、認定するのは補助金の関係で先にしておくということであるが、もし地権者が拒否されて工事が施工できなかつたら、補助金の返還とかの問題は生じないかと質問され、理事者側より、補助金であろうと起債であろうと、道路が完成しなければ補助金は出ないし、起債も貸してもらえないということで、まず工事が完了して道路ができた時点において補助金が出るということになるとの答弁があり、本件についてお諮りしたところ、当委員会として原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、報告第7号 平成12年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（公共下水道事業特別会計）、報告第8号 平成12年度斑鳩町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、それぞれ理事者側より説明を求め、質疑をお受けしたところ、質疑がなく、両報告について、当委員会として原案どおり了承するものと決しました。

続いて、継続審査案件であります公共下水道事業に関することについてを議題とし、理事者側より説明を求めたところ、まず、流域下水道については、前回の委員会後も順調に工事が進んでおり、特に報告する内容がないとのことで、公共下水道事業の進捗については、服部2丁目地内の工事が6月29日の竣工に向け順調に進められているとの説明を受け、委員からの質疑はなく、審査を終えることといたしました。

次に、各課報告事項として、まず本定例会に提出されております議案第22号 平成13年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）についてのうち当委員会所管に属するものについて説明を受け、当委員会として原案どおり了承することといたしました。

また、報告第6号 平成12年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち、当委員会所管に属するものについても、当委員会として原案どおり了承することとい

たしました。

次に、第1浄水場の整備については、鳥瞰図と配置図により整備内容についての説明を受けましたが、委員より、最近いろんな考えられない事件が起こっていることから、配水池等施設への劇薬などを外部から混入されるおそれもあると考えられるので、安全管理に十分努めていただきたいとの意見がありました。

続いて、前回委員会で指摘のあった事項で、富雄川及び三代川の改修計画について、道路整備5カ年計画の実施状況について、公営住宅整備事業の概要について、身近なまちづくり支援街路事業についてなど、提出された資料に基づいて説明がされました。

次に、その他について各委員から何か意見質疑を求めたところ、委員から、道路特定財源制度の堅持を求める意見書の提出をお願いしたいとの発言がありましたが、委員からは異議なく、建設常任委員全員で意見書を最終日に提出することといたしました。本日議員発議として意見書を提出させていただいておりますので、議員皆様方におかれましては、ご賛同していただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上が、閉会中におけます当委員会にかかわります審査事案の主な審査の概要であります。詳細につきましては会議録に整理をさせていただいておりますので、ごらんいただきますようお願い申し上げます。

最後に、当委員会として、公共下水道事業に関することについて及び委員会条例第2条第1項第3号に定める所管事務について、閉会中も引き続き調査を要するものと決定し、議長に申し入れしておりますので、議員各位のご理解を賜りますようお願いし、建設水道常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） 次に、日程2、厚生常任委員長報告について、厚生常任委員長の審査結果報告を求めます。13番、喜多委員長。

○厚生常任委員長（喜多郁子君） それでは、本定例会初日に本会議から付託を受けました議案等の審査を行うため、6月15日全委員出席のもと委員会を開会いたしましたので、その審査の結果と経緯についてご報告申し上げます。

まず、本会議から付託を受けました承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成13年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第1号）について）、承認第5号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成13年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について）については、委員より特段の質疑も

なく、当委員会として満場一致で原案どおり承認すべきものと決しました。

続いて、継続審査案件の（仮称）総合福祉会館整備計画についてであります。理事者側より、前回委員会後より進展はなく、引き続き交渉に当たっていききたいとの報告を受けました。

次に、その他審査事項として、議案第22号 平成13年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）についてのうち、当委員会所管に属するものについて担当課より補正内容の説明があり、当委員会としてこれを了承いたしました。

また、報告第6号 斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち、当委員会所管に属するものについても当委員会として了承いたしました。

続いて、各課からの報告事項として、福祉用具についての説明とインフルエンザ予防接種についての報告がありました。なお、インフルエンザの予防接種については、斑鳩町では既に70歳以上の高齢者を対象に無料で実施しておりますが、平成13年度につきましては、65歳以上の高齢者を対象に年齢を5歳引き下げてインフルエンザの予防接種事業を行っていくということでありました。

次に、そのほか委員より質疑意見をお受けしましたところ、ごみの有料化についての質疑であります。それはごみ袋が有料になって住民からいろんな意見をいただくが、袋代が高いのではないかと声を聞く。行政が住民に対してごみ負担についてのPRが不足しているのではないかと。また、値段を下げてでもすべてのごみを有料化にし、例えば公共施設やスーパーなどに食品トレーやペットボトルの回収の受け皿があるのですから、住民が努力すればそれなりの節約ができるというシステムが必要ではないかと意見があり、町長より、ごみ袋が高い安いというよりも、ごみ袋をできるだけ節約してごみの量を減らしていくことが大事である。ペットボトル、缶、瓶の無料にしている関係については、13年度中に検討をし、14年度には何らかの形で有料にしていきたいとの考えが示されました。

その他、介護保険に関連して、ケアマネージャーの問題、介護保険の分析ソフトについてなどの質疑がされ、理事者側より一定の答弁がありました。内容につきましては、会議録に整理いたしておりますので、ごらんをいただきますようお願いを申し上げます。

以上が当委員会における審査と調査の概要であります。

なお、閉会中の継続審査として、1つとして、（仮称）総合福祉会館整備計画につい

て、2つとして、委員会条例第2条第1項第2号に定める所管事務について、引き続き調査を要するものと決定し、議長に申し入れております。議員各位のご理解を賜りますようお願いをいたしまして、厚生常任委員会委員長報告といたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） 次に、日程3、総務常任委員長報告について、総務常任委員長の審査結果報告を求めます。4番、山本委員長。

○総務常任委員長（山本直子君） それでは、総務常任委員会の委員長報告を申し上げます。

本定例会初日に本会議から付託を受けました議案等の審査を行うため、6月18日全委員出席のもと委員会を開催をいたしました。その審査の概要と結果についてご報告を申し上げます。

いずれの付託事案につきましても、定例会初日の本会議におきまして提出議案の趣旨説明が行われたことを前提にしながら、当委員会では、各事案ごとに提案理由の説明を受け審査を行いました。

議案第21号 住民訴訟にかかる弁護士報酬の負担について、議案第22号 平成13年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について、報告第6号 平成12年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）は、理事者側よりの説明の後、質疑をお受けいただきましたが、特段の質疑もなく、お諮りいたしましたところ、満場一致で原案どおり可決、承認すべきものと決しました。

次に、継続審査事案の藤ノ木古墳周辺整備に関することについてを議題とし、担当課長より説明を求めることにいたしました。担当課長より、国、県とも十分協議をしていく中で、史跡藤ノ木古墳整備基本計画書の年次計画等の見直しを図りたいとの説明に対し、委員より、整備について最終的にはどのような形にしようとしているのかを概略説明してほしいとの質問がありました。町長より、国の史跡地が既に取り上げられているが、将来的には史跡地以外のところでの公園あるいは資料館の建設等を考えている。ここ3年から4年ぐらいは石室等の関係にかかり、その後周辺を取り上げるのか、あるいは借地でいくのかなどの財政事情を考えながら、公園、資料館の関係にかかっている。また、建物が完成すれば、維持管理の検討が必要になってくるし、特に遺物の展示にかかわっては年間多大な経費がかかってくると思われる。それらを踏まえながら、県、文部科学省とも相談をし、榎考研とも協議をしながら慎重にやっていきたいとの

答弁がありました。

委員よりほかに質問はなく、本件については、引き続き審査をしていくことといたしました。

続きまして、各課報告事項として、1、斑鳩町消防コミュニティセンター建設工事請負契約の締結について、2、平成12年度不納欠損についての報告を受けることといたしました。

斑鳩町消防コミュニティセンター建設工事請負契約の締結についてであります。担当課長より、消防第2分団の移転建設ということで委員会と相談を行ってきたが、去る6月15日、12社による指名競争入札が行われ、その結果、契約金額は5,565万円、契約の相手方は株式会社楠本工務店であることが報告をされました。また、本定例会において、請負契約の締結について議会の議決を得たいとの意向が説明をされました。

この報告にかかわって、委員より、さまざまな意見が出されておりますので、その発言趣旨に沿いながらご紹介をしておきたいと思っております。

1、予定価格に対する落札金額が4分の3と差があることについて、予定価格の積算が甘いのではないかと思うが、この結果についてどのように考えるか。2、入札結果は、企業努力の範囲を越えている。今後の入札の課題として、最低入札価格の導入をも考えていくべき。3、消防コミュニティセンターとなっているが、これは契約の名称なのか。今まで第2分団車庫と言ってきたが、どういう名称でいくのか。4、起債の関係でこういう名称になったのかもしれないが、地方自治のあり方としてこれでいいのかという疑問がある。5、実際に町が考えることと起債の対象にしてきていることと中身が違ってきている。消防第2分団の車庫という認識ではなく、それをも含め防災関係の位置づけもあわせて一緒に提供できるということで、コミュニティという名前がつけられていると思う。名称については、意識的に起債の関係が対象になった内容の形でないといかんのではないか。時間的にもまだあるので、消防第2分団車庫ということでいいのかどうか、見直してもいいのではないかと思う。6、一般にコミュニティという場合は、一般不特定多数の人間がコミュニティ社会を形成するために利用する施設である。町の考えは、災害の啓発とか災害が起こったときの対策に使用するというものであり、非常に限定された時間であり、限定された事件が起こった時の使用になる。そういうものは、コミュニティとは言わないと思う。せっかくだから、もう少し多用途に使える

、広く住民に開放していくべきだ。7、当初の説明と変わってきているのは、備蓄室ということだったものが会議室として利用できるというように変更をされてきていることだと思う。規模は小さいなりに、そういうことで利用できる形態を整えておく。だからこそ、起債の関係が認められてきている。合理的な名称にしておくべきだと思う。8、多くの方が利用できるような形をとってほしい。9、消防コミュニティセンターということで、起債の関係でそうなった。その手法については了とする考えを持っている。もともと、複合施設でという形には反対をしてきた経過がある。すっきりと消防第2分団の詰め所が老朽化したということによかった。それを後でいろいろと理由づけをしているから問題が出てきている。10、コミュニティという言葉は、連体の場をつくろうという意気込みと光とを持った言葉として最近特に使われてきている。その言葉が持つ歴史的意味というか、その観点も入れて、余りに安易に使うことは避けたほうがよい。

これらのさまざまな意見が出される中で、委員会は休憩をはさみながら、理事者側に委員の意見の表明を受けて、町としての考え方を、特に名称と使用の範囲についてご検討をいただくようにという形でまとめをさせていただきました。

続いて、その他当委員会所管に関することで質疑をお受けいたしましたところ、1、大阪教育大学附属池田小学校での事件にかかわって、学校の安全の管理体制について具体的にお聞きをしたい。2、学校のトイレの改修について。3、小泉内閣のもとで行われている改革にかかわって、地方交付税や補助金制度の見直しについて、町長は何か意見書を出されるような考え方があるのか。4、19日にオープンする万代の交通安全対策について。5、予算の執行状況の公表について。6、地縁団体設立の手引を自治会に配布をし、指導することの配慮について。7、7月の参議院選挙について、非拘束名簿方式との関係で、選管としての対応方について。8、8月20日に開催予定の子ども模擬議会について。などの質問があり、それぞれ理事者側から答弁がされておりますが、詳細につきましては、会議録にまとめさせていただいておりますので、ごらんをいただければ幸いです。

継続審査案件として、1、藤ノ木古墳周辺整備に関することについて、2、委員会条例第2条第1項第1号に定める所管事務について、それぞれ調査を要するものと決定をし、議長に申し入れをさせていただいておりますので、議員皆様のご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上が総務常任委員会にかかわります委員長報告でございます。ご清聴ありがとうございます。

ございました。

○議長（小野隆雄君） 次に、日程４、都市基盤整備特別委員長報告について、都市基盤整備特別委員長の審査結果報告を求めます。３番、村中委員長。

○都市基盤整備特別委員長（村中政昭君） それでは、定例議会開催中の都市基盤整備特別委員会の審査の結果について報告申し上げます。

当委員会は、審査案件の事務調査のため、６月１４日に全委員出席のもと委員会を開催いたしました。その審査の概要についてご報告申し上げます。

まず最初に、都市計画道路の整備促進に関することについてのうち、いかるがパークウェイについてを議題とし、理事者に説明を求めたところ、担当課長から、小吉田地区の４００メートルモデル事業については、国土交通省より今年の１月から遺跡の発掘調査に着手していただき、現在買収予定面積の約９７％の買収が済んでいる。残る３％の地権者と交渉を行い、早期に全予定面積の買収が完了できるよう努めていただいているところである。今年度については、小吉田の関係者の方と現況水路や道路との取り合いや歩道表面のつくり方などの設計協議をさせていただき、工事に着手していただけるよう計画を行っていただいている状況である。町としても、一日も早くモデル区間の整備ができるよう地元調整等に努力をしていきたい。

三室・紅葉ヶ丘地区については、現在までに７軒の方との契約が整い、６軒の家屋が取り壊されている。

また、国道２５号の改良についても、奈良国道事務所に対し、歩道設置及び交差点の改良の要望書の提出を行ったところであり、国としても用地等協力が得られたところについて対応を考えていきたいとのことであり、今後国と十分調整し、改良、改善が図られるように努めていきたいとの説明がなされました。

この件について質疑をお受けしたところ、委員より、平成１３年度奈良国道事務所が出しているパンフレットにある重点プロジェクトの中には、いかるがパークウェイの事業は上がっていない。このように国の姿勢、考え方は、町が言っていることとニュアンスの違いを強く感じる。そういうところから、国の考えていることを正確に住民にも伝えてほしいとの意見があり、理事者側より、国土交通省と協議している内容については、ごまかして委員会等に報告していることはない。国土交通省と協議した内容について報告させていただいているとの答弁がありました。

また、委員より、小吉田地区４００メートルモデル事業の完成時期をいつごろと考

ているのかと質問され、理事者側より、この事業の完成時期については明らかでない部分があるが、現在法隆寺線も100メートルでき上がっているので、その部分とあわせながら早期に供用できるよう努力していきたいとの答弁がありました。

そのことについて委員より、このモデル事業の完成時期がなぜわからないのか。早く道路をつくってほしいという人がたくさんいる中で、目標年度が言えないとはどういうことなのかと質問され、理事者側より、現在国土交通省と協議をする中で、ことし中に擁壁の工事をする。あわせて2軒の家屋についても解決をしていくということになっている。目標年次については聞かされていないが、町はできる限りサポートしていく気持ちである。来年度には完成していきたいと思っているとの答弁がありました。

また、委員より、斑鳩バイパス計画白紙撤回要求連絡協議会から出された声明文の内容についてどう考えているかと尋ねられ、理事者側より、この声明文に書かれている項目全部については、説明もしながら理解を求めてきたもので、それが全く反映されていないのは残念に思うとの見解を述べられました。

そのほか、まちづくりの中に道路も一つの施設であるという考え方をすべきで、道路をつくる過程において、その地域の住民の方と景観やバリアフリーとかそういうことをセットで進めていく必要があるのではないかと。

また、道路公害について、今まで測定している部分では基準内におさまっているということだが、実態はそうでないと思う。町民の健康被害について、きちっと答えられるようにしてほしいなどの意見が出されました。

次に、法隆寺線については、本年5月の線引き見直しにより市街化区域に編入された服部地区において、区画整理事業を目的とした農住組合の設立認可を申請され、予定されている区域は現在進めている法隆寺線の延長部分約130メートルが計画されている。そのことにより、法隆寺線の事業実施延長は約680メートルとなった。この区画整理事業は、平成13年度から15年度の3カ年において実施される予定で、法隆寺線についてもこの事業と歩調を合わせて整備をしていく必要がある。今後、引き続き用地の確保に努め、一日も早く供用できるよう努めていきたいとの説明がありました。

委員より、現在何%の用地買収が行われているかとの質問がされ、理事者より、56%の買収が終わっているとの答弁がありました。

次に、その他路線については、法隆寺門前線に関して、1軒残っていた物件については、7月ごろから県収用委員会の審理に入り、1年ほどかかるのではないかと聞いてい

る。町としても法隆寺門前広場の整備計画があることから、県と十分協議調整しながら進めていきたいとの説明がありました。

以上、都市計画道路の整備促進に関することについては、説明を受け当委員会として了承いたしました。

続いて、JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについては、今後、関係機関等への協議や先進地の市町村の事例も参考にし、各事業の問題点の整理をしていきたい。駅舎改築については、バリアフリー化の関係もあって早期に対応をしていく必要が生じてきており、早急にJRとの協議を行い、町として整備の方向づけを行っていきたいとの説明がありました。

委員より、駅舎改築についての財源負担はどうかとの質問がされ、理事者側より、小泉駅の場合では、約10億円ほどかかっている。そのうち1億5,000万円は、バリアフリー化の関係で、エスカレーター等の補助対象について国からいただけると思うとの答弁があり、当委員会として説明を受け了承することにいたしました。

以上が、当委員会における審査の概要であります。詳細につきましては、会議録にまとめさせていただいておりますので、ごらんいただけましたら幸いかと存じます。

これで都市基盤整備特別委員会委員長報告を終わらせていただきます。どうもご清聴ありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） 次に、日程5、水道決算審査特別委員長報告について、水道決算審査特別委員長の審査結果報告を求めます。7番、野呂委員長。

○水道決算審査特別委員長（野呂民平君） それでは、水道決算審査特別委員会の審査結果についてご報告いたします。

本定例会の初日に本会議から付託を受けました認定第3号 平成12年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についての審査のため、6月11日午前9時から全委員出席し委員会を開会いたしました。その審査概要と結果は、次のとおりであります。

まず、審査方法といたしまして、辰巳代表監査委員から決算審査意見書に基づく報告を受け、この意見書に対しての質疑を受けることにいたしました。報告の内容につきましては、省略させていただきます。

この報告に対して若干の質疑があり、監査委員から一定の答弁がされております。

次に、担当部長から、平成12年度斑鳩町水道事業会計決算書及び事前に提出された資料に基づいて説明がなされました。

決算の状況については、営業収益が前年度より2.72%減の7億7,802万7,557円で、そのうち給水収益が前年度より2.2%、1,697万4,637円の減の7億6,189万6,057円となった。この原因としては、一般家庭を含め需要家全体における節水意識の浸透や節水器具の普及などにより給水量が減少したためと推測しています。一方、営業費用については、県水からの契約受水量の減量や修繕費の減少により、前年度と比べ2,424万7,613円減の7億3,784万839円となり、営業収支では4,018万6,718円の営業利益となった。しかし、営業外費用の企業債の支払い利息等を加味すると、3,158万7,347円の純損失となった。今期で3期連続の赤字となり、当年度未処分利益剰余金が1,410万8,450円となった。

また、有収率については、90.4%で、前年度と比較して2.6ポイントの上昇となり、大幅な改善となった。この要因としては、漏水調査を今年度全給水区域について調査を実施し、漏水の早期発見・修理に努めた結果としています。

決算状況の説明の後、各委員からの質疑、意見をお受けしたところ、県水に対して自己水の割合をもう少し上げてはをどうかという質問があり、取水井戸を毎日フル稼働すると井戸の寿命も短くなり、できるだけ井戸の延命化を図っていききたい。また、県水との覚書等もあり、基本としては県水の依存率を65%程度と考えているとの答弁がありました。

一方、計算上は自己水をふやして県水を減らしたら赤字は減らせることになるが、新しい井戸を掘ろうとしたら、水質の問題や補償の関係等も出てくるのではないかと委員の意見がありました。理事者からは、そのとおりだと思いと答弁されました。

次に、料金改定の考え方についての質問については、今日までに4年に1回の見直しということできている。現在未処分利益剰余金が1,400万円という中で、来年度も赤字であればマイナスとなる。企業会計として安定経営をしていくためには、これから老朽化していく施設の整備もあることから、加入分担金の見直しも含め、今後水道料金の改定について検討していききたいとのことでした。

次に、第1浄水場の整備はどのように計画しているのかということについては、第1浄水場の浄水方法を急速ろ過方法から生物処理と活性炭処理を含めた高度浄水方式を行うこととし、現在実施設計の発注を行っており、8月ごろに入札を行い、平成15年4月に供用開始をしていきたいとのことでした。

また、第1浄水場整備工事が一括発注されるのはどういう理由かと質問され、今度の浄水場の工事については、一括発注することがコスト面など全体的な面においてベターであると考えているとの答弁でありました。

次に、受水槽の関係についての質問については、今回水道法の改定により、10トン未満の受水槽にも設置者の管理義務が必要となり、我々としてもその辺の指導をしていきたいと考えているとのことでした。

次に、夜間の緊急時の体制はどのようになっているのかということについては、夜間の宿直はシルバー人材センターに委託をしており、緊急の場合の対応は電話連絡により招集をかけているとのことでありました。

そのほか、滞納額の徴収計画について、奈良県下の市町村の県水受水割合についての質問、意見がありました。

以上をもちまして質疑を終結し、本件を認定することについてお諮りしましたところ、認定第3号 平成12年度斑鳩町水道事業会計決算の認定については、当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。

なお、当委員会として、この決算については、1つ、経理方法と監査委員の指摘点については、監査委員と水道事業事務局との見解を一致させること。2つ、経費節減のため、給水原価構成比の比重の高い人件費、受水費、支払い利息について十分研究努力し、料金改定の検討については企業努力に全力を尽くしてもらいたい。3つ、第1浄水場整備事業については、最新の生物処理技術で安全でおいしい水を供給する施設にすること。以上3点を委員会の集約とし、理事者側に要望したことを申し添えておきます。

以上が、水道事業決算審査特別委員会の審査の概要であります。なお、審議の詳細な内容につきましては、議事録のご参照をお願い申し上げます。

また、この決算についての監査を賜りました辰巳、松田両監査委員をはじめ早朝より慎重かつ熱心にご審議を賜りました各位に対しまして感謝を申し上げます。水道決算審査特別委員長報告を終わります。どうもご清聴ありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） 以上で各委員長の報告が終わりました。

これより、付議順序に従いまして表決を行ってまいります。

議案第21号 住民訴訟にかかる弁護士報酬の負担についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって議案第21号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第22号 平成13年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって議案第22号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、認定第2号 町道の認定及び路線変更についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって認定第2号については、満場一致で認定いたしました。

続いて、認定第3号 平成12年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって認定第3号については、満場一致で認定いたしました。

続いて、報告第6号 平成12年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）をお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって報告第6号については、満場一致で承認いたしました。

続いて、報告第7号 平成12年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（公共下水道事業特別会計）をお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって報告第7号については、満場一致で承認いたされました。

続いて、報告第8号 平成12年度斑鳩町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって報告第8号については、満場一致で承認いたされました。

続いて、承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて(平成13年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算(第1号)について)をお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって承認第4号については、満場一致で承認いたされました。

続いて、承認第5号 町長専決処分について承認を求めることについて(平成13年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について)をお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって承認第5号については、満場一致で承認いたされました。

ここでお諮りいたします。皆さんのお手元に配付いたしております追加日程2、議案第23号 斑鳩町消防コミュニティセンター建設工事請負契約の締結について、追加日程3、発議第2号 道路特定財源制度の堅持を求める意見書について、追加日程4、発議第3号 地球温暖化防止のために、温室効果ガスに関する京都議定書の早期発効を求める意見書についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって追加日程 2、議案第 23 号 斑鳩町消防コミュニティセンター建設工事請負契約の締結について、追加日程 3、発議第 2 号 道路特定財源制度の堅持を求める意見書について、追加日程 4、発議第 3 号 地球温暖化防止のために、温室効果ガスに関する京都議定書の早期発効を求める意見書についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することに決しました。

それでは、追加日程 2、議案第 23 号 斑鳩町消防コミュニティセンター建設工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案については、会議規則第 39 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって追加日程 2、議案第 23 号については、委員会付託を省略します。

理事者の提案説明を求めます。植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） それでは、私のほうからご説明申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

議案第 23 号

斑鳩町消防コミュニティセンター建設工事請負契約の締結について

標記について、別紙のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めます。

平成 13 年 6 月 22 日提出

斑鳩町長 小城利重

次のページをお開き願います。

朗読をもって説明とさせていただきます。

斑鳩町消防コミュニティセンター建設工事請負契約の締結について

斑鳩町消防コミュニティセンター建設工事について、次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 契約の対象

斑鳩町消防コミュニティセンター建設工事

2. 契約の方法

指名競争入札

3. 契約の金額

金 5, 565万円。

4. 契約の相手方

所在地 奈良県生駒郡三郷町勢野東6丁目14番24号

会社名 株式会社 楠本工務店

代表者 代表取締役 楠本芳矩

以上、簡単であります但し説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議を賜り、満場一致でご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野隆雄君） 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。12番、中川議員。

○12番（中川靖広君） 予定価格を公表されていると思いますが、幾らかお伺いします。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 予定価格は、8, 242万5, 000円でございます。

○議長（小野隆雄君） 12番、中川議員。

○12番（中川靖広君） 予定価格の67%ぐらいで落札されてますが、この予定価格を積算するとき、やっぱり原価、経費、利益いろいろあると思いますが、コミュニティセンターの建設の大体原価でどれぐらいなのか、わかりますか。

○議長（小野隆雄君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 設計には、国土交通省、厚生労働省等歩掛かりがあり、そして単価があるわけでございます。その基準に基づいて設計をするということになるわけでございます。厚生労働省、国土交通省の単価並びに歩掛かりがない場合につきましては、建設物価の基準を用いて、参考にして、そして設計をいたします。そして、見積もりという価格が出るわけございまして、それを設計価格としてまとめるわけございまして、そうした中で予定価格を決めるということになるわけですが、その原価につきましては、1つ1つの項目をクリアしながら原価は出ると思うんですが、やはり町といたしましては、全般的に考えた中での予定価格を出すと、こういうことございまして、例えば、同じ工事であっても、施工の難易度、また近隣に対する対策等が行われなところもあるし、そしてまた相当な面に対して交通規制とかいろいろな面に対する、また誘導

員等含めた中での対応をしていかなければならない。こういうようなものも含めてやはり予定価格を決めるということになっておるわけでございます。

そういうことから、この消防コミュニティセンターにおける原価ということをおっしゃられても、その基準ははっきり言えないということでございます。いずれにいたしましても、設計につきましては、適切に行っておるということを思っています。

以上です。

○議長（小野隆雄君） 12番、中川議員。

○12番（中川靖広君） 私も、建築とかそんな人は素人でございますから、はっきりした数字的なものはわかりませんねんけど、企業で33%も利益ないと思うんですよ。その33%を切っているということは、私単純に原価を切るのではないかなと思うんですが、やはり町が計画されている、きちっとした計画された建物が建つように、現場管理というのか監督していただきたいなど。また、こういう、私から言うたら無責任な契約をされるんじゃないしに、やはり原価を割らないような、やっぱりきちっとした、さっき常任委員会の委員長報告にもありましたが、最低価格の設定をやっぱり考えていただきたいなと思います。それでおいておきます。

○議長（小野隆雄君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 無責任な落札ということをおっしゃられますけれども、業者は相当な見積もりをして、これでやれるという最低でもってコストダウンして入札したという解釈をしております。

私どもといたしましては、仕様書、設計書、図面どおりに適切に管理をやっていきたい。一つも疎漏工事のないように管理をやっていきたいと思っております。

また、今指摘されました最低制限価格、いわゆるローリミット制の導入も、以前はやったことはあるんですが、それからはこのローリミット制をやっておりません。そういうことを含めて、また低入札価格調査基準制度、これは例えば低入札制限基準を決めても、それで落とした場合やれないと、今みたいなことでやれないということになったら、調査委員会を開きまして、その落札が適当かどうかというような調査する制度もございますから、そういうことを含めながら資格審査委員会で一応検討をしたいと、このように思っています。

ただ、本町は、ご存じのように、予定価格の事前公表をしておりますし、当然予定価格を示しておりますから、業者はそれに基づいて適切な入札をこれからもやっていた

だいておるということを考えております。

以上です。

○議長（小野隆雄君） 12番、中川議員。

○12番（中川靖広君） 助役さんの答弁をいただいたら、厳選な見積もりを出してそれでいけると、業者がそういう値段で入れて無責任な契約じゃないということですが、それであれば、33%も切るだけの設計をしたのかと私は単純に思いましたけど、次回からいろいろ最低価格とか検討していただきたいという要望で終わっておきます。

○議長（小野隆雄君） ほかにございませんか。 ——これをもって質疑を終結いたします

。

お諮りいたします。本件について、原案どおり可決することにご異議ございませんか

。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって追加日程2、議案第23号については、満場一致をもって可決いたされました。

続いて、追加日程3、発議第2号 道路特定財源制度の堅持を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。12番、中川議員。

○12番（中川靖広君）

発議第2号

道路特定財源制度の堅持を求める意見書について

標記について、会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成13年6月22日提出

議会議員

浅井正八

吉川勝義

中西和夫

森河昌之

中川靖広

意見書の説明、朗読をもって行います。

道路特定財源制度の堅持を求める意見書

道路は豊かな生活や活力ある経済・社会活動を支える最も基礎的な施設であると共に、少子高齢化が進展しているなか、21世紀の社会基盤を計画的に充実させるためにも、さらには深刻化する環境問題に対処し、改善を図るためにも、その整備は一層推進することが不可欠である。

斑鳩町は、法隆寺周辺の仏教建造物群が世界遺産に登録されており、歴史、文化、自然に配慮した道路整備を推進することとしている。

現在、道路特定財源にかかる使徒拡大や一般財源化などの見直し議論がなされている。

しかしながら、本町の道路整備の状況は依然として低く、幹線道路の整備として都市計画道路の事業化を進めているところであります。そのため、今後も安定した財源を確保し、長期的な視点にたつて着実に、より一層推進することが必要不可欠となっております。

道路特定財源制度を堅持し、今後とも着実に道路整備を行うことを強くもとめる。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成13年6月22日

奈良県斑鳩町議会

議員皆様方のご賛同をよろしく申し上げます。

○議長（小野隆雄君） 本件については、討論を必要とするとの申し出がありますので、これより討論を行います。

初めに、本案に反対する議員の意見を求めます。9番、松村議員。

○9番（松村健一君） 今提出されました意見書について、私の考えをご説明したいと思います。

ご承知のように、小泉内閣は、新聞等は表現が非常に突っ走っておりますが、小泉革命とも言われるぐらいの改革に乗り出そうとしております。本当に実現できるかどうかは、これからの最大の関心であります。私は相当やるんではないかと思えます。国民が、自分の生活が切り詰められる、あるいは財政規模を小さくすると言っておりますから、いろんな面で窮屈になるということを承知の上で小泉内閣に声援を送っておるのが現在の日本の国の世論だと思います。これは、かつてなかったことだと思います。それは、私どもは、これまで余りにもぜいたくに予算をつけ、成長、成長、成長できたと、本当にこれでいいのかという気持ちが国民の中に芽生えたということで、初めて

自分の身を削ってでも国全体をよくしようという物の見方、そういうもので政治も判断するというような気持ちが私たち庶民の中にも出てきたということがその背景であろうと思います。

小泉内閣は、財政、金融の規模を小さくすると言っております。しかし、これはなかなか大変なことだと思うんです。小さくするとすれば、具体的には税金の配分をどうするかということになってきますが、大きく言えば社会保障、それから地方交付税、それから公共事業というところへ金が行くということになるとと思いますが、社会保障については据え置くと、下げないということであるとすれば、地方交付税、公共事業を見直さざるを得ないということになります。

それで、小泉内閣は聖域をつくらないということをやっております。したがって、今、きょう問題になっております道路特定財源ということをやると、これは聖域をつくらないという考え方にもとることになりますし、国民の多くも聖域があるじゃないかということになってくると思います。したがって、これも検討の対象にするということは、今、小泉内閣が取り組もうとしている政治改革にとっては、やむを得ないという気がいたします。

このところは、都道府県レベルでは反対が当然多いであろうと思いますし、それから事実そういう報道が随分なされておりますが、にもかかわらずそういう状況の中でも、当然それも対象にすべきだという意見も相当強いことは事実であります。

むだな公共事業をなくするということになりますと、何がむだかということが非常に難しくなりますが、そこに国民がみんな知恵を絞って考えて話し合っていくということになると思います。重点配分ということになってきます。

それから、むだな公共事業を見極めるのに相当の政治的関心を引き起こすという効果も発揮すると私は思います。小泉内閣が進めようとしている、「改革断行」という言葉を使っておりますが、その骨は地方の自立であり、それから民営化であり、生活の維新ということでもあります。そういうふうに掲げております。地方が地方として自立して自分たちのまちをつくっていくと。当然そこには競争原理が働かして、あのまちとは私どものまちはここが違うんだということを強調する、そういう考え方になってきて、日本に個性の豊かなまちができてくるという効果が期待できると思います。

特に斑鳩町の場合は、全国に名の知られた法隆寺のあるまちでありまして、私どもは誇りを持ってその個性のあるまちづくりに参加し、そして何にウエートを置くかという

ことを考える必要があると、あるいは考え出すということになると私は思います。

そういう考え方のもとに、この意見書の言っておられることもよく理解できるのですが、ここはひとつ見方といいますか、スタンスを一つ越えなければいけないところではないかなというふうな気がしております。都道府県知事も非常に反対の意見は34人もあるという記事も出ておりますが、しかしぜひ進めるべきだということを言っている知事さんもおります。これは都市部に多いわけですが、東京都知事、大阪府知事、兵庫県の知事とか、都市部が多いわけですが、そういう地方自治の責任者の発言もあります。

なお、柿本奈良県知事は、どういうふうに言っておるかということ、私は実はきのう夜新聞を大分繰ってみたんです。そうしましたら、たまたま出てまいりました。柿本知事は、「改革に正面から取り組む姿勢に賛意を持つ」ということで、これは内閣の道路特定財源の問題についての特集——特集というか、意見を集めた記事の中でそういうふうに言っております。一定の理解を示しておるということでもあります。

なお、政府の経済財政諮問会議が大きな枠をこの前発表いたしました。その中にはどういうふうに書いてあるかと言いますと、「道路などの特定財源について税収を対応する特定の公共サービスに要する費用の財源に充てることが一定の合理性を持ち得るとしても、そのような税収の使徒を特定することは、資源の適正な配分をゆがめ、財政の硬直化を招く傾向があることから、そのあり方を見直す」ということを財政諮問会議が答申しております。恐らくそういう方向でいくであろうというふうに思います。

したがって、私は、斑鳩町議会が、こういう意見書を出すということになりますと、それはほかにもたくさん出てくるとは思いますが、ここはひとつ斑鳩町議会の常識といいますか、を發揮するべき時ではなかろうかというふうに思います。時代の流れはそういうところへ来ていると、それを私どもはやっぱり的確に把握して行動し、声を出すべきではないかというふうに思ってこの意見書採択には賛意を表し得ないという立場をとりたいと思います。ご賛同いただければと思います。どうもありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） 次に、本案に賛成する議員の意見を求めます。3番、村中議員。

○3番（村中政昭君） では、道路特定財源の堅持を求める意見書について、賛成の立場から意見を申し上げます。

道路特定財源制度は、我が国の立ちおくれた道路を、緊急かつ計画的に進める安定的な財源を確保するため、受益者負担の考え方にに基づき、道路整備の財源に充てることを条件に、納税者のご理解をいただき、創設拡充してきたもので、現在揮発油税や石油ガ

ス税などは、道路整備の推進に大きな役割を果たしております。しかし、道路特定の財源にかかる使徒拡大や一般財源化などの見直し論が新聞等で掲載され、全国的に大きな波紋を投げかけておりますことも事実でございます。

しかし、斑鳩町におきましては、都市基盤整備として、都市計画道路として位置づけられている法隆寺線は、地方特定道路整備事業や緊急地方道路整備事業といった関係については、道路財源として補助を受けて行っております。また、いかるがパークウェイについても、国の直轄事業として取り組みいただいているところから、斑鳩町としては、最重要課題であり、当町の交通需要から考えてみましても、道路整備を行うことは国費のむだ遣いではないと、私はこのように信じております。道路整備を極力進めるためには、なくてはならない制度であることから、道路特定財源の堅持を求める意見書につきましては、ぜひとも皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。ご清聴ありがとうございます。

○議長（小野隆雄君） これをもって討論を終結いたします。

本案については賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

本案を採択することに賛成議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（小野隆雄君） 起立多数であります。よって発議第2号については、賛成多数により採択すべきものと決しました。本意見書は、関係機関に送付をいたします。

続いて、追加日程4、発議第3号 地球温暖化防止のために、温室効果ガスに関する京都議定書の早期発効を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君）

発議第3号

地球温暖化防止のために、温室効果ガスに関する

京都議定書の早期発効を求める意見書

標記について、会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成13年6月22日提出

議会議員

森 河 昌 之

萬里川 美代子

中西和夫
松村健一
西谷剛周
木田守彦
野呂民平

これは、議会運営委員会委員全員の提案でございます。

それでは、意見書案を朗読いたしまして提案にかえさせていただきます。

地球温暖化防止のために、温室効果ガスに関する

京都議定書の早期発効を求める意見書

人類にとって重大な脅威となっている地球温暖化の防止に取り組むことは、将来の世代に対する我々の責務である。世界の二酸化炭素排出量の3分の2を占める先進国の責任は重大である。

平成9年12月に京都で行われた気候変動枠組条約第三回締約国会議（COP3）において、温室効果ガス削減目標を定めた京都議定書を採択したにもかかわらず、オランダのハーグで行われた第6回締約国会議（COP6）では、具体的な削減ルールづくりの合意がされず閉会した。

よって、国におかれては、来年再開される会議において、日本政府は京都会議の議長国として責任ある立場から、2002年には議定書発効ができるよう、実効ある努力を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成13年6月22日

奈良県斑鳩町議会

どうか皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（小野隆雄君） お諮りいたします。本件については、質疑、討論を省略し、原案どおり採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって追加日程4、発議第3号については、満場一致をもって採択いたされました。本意見書は、関係機関に送付いたします。

続いて、日程6、各常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定

により、お手元に配付をいたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。それでは、各常任委員会には、それぞれの事件における閉会中の審査についてよろしくお願い申し上げます。

続いて、日程7、議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付をいたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。それでは、議会運営委員会には、閉会中の審査についてよろしくお願いを申し上げます。

以上をもちまして本日の議事日程はすべて終了いたしました。

閉会に先立ちまして町長のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長（小城利重君） 平成13年第3回町議会定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

去る6月1日に今議会を招集し、初日の追加議案を含め13議案を付議させていただき、また本日追加議案として斑鳩町消防コミュニティセンター建設工事請負契約の締結についてなど、終始ご熱心にご審議をいただき、いずれの議案につきましても原案どおりご承認賜りまして、心より深く感謝を申し上げますとともに、厚くお礼を申し上げます。それぞれの議案のご審議の中や一般質問で賜りました議員皆様方の貴重なご意見に対しましては、その内容を十分認識し、私を初め職員ともども、より一層行政に反映するよう努力してまいりたいと考えております。

平成13年度の諸事業、諸施策の展開に当たっては、当初予算に計上いたしました目

的に沿って鋭意取り組みを進めているところであります。いろいろと難しい課題もありますが、精一杯努力してまいり所存でありますので、議員皆様方には、今後ともより一層の温かいご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

梅雨もさなかとなり、ますます暑さが増してくる季節となりましたが、議員皆様方におかれましては、くれぐれもお体にご自愛をいただきますようお願い申し上げます。閉会のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） これをもって、平成13年第3回斑鳩町議会定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

（午前11時00分 閉会）